

# 地域支援事業



質問します



審査会で「自立(非該当)及び要支援」に認定されましたが、健康維持のため受けられるサービスはありますか？

お答えします



介護予防・生活支援サービスなどの、「地域支援事業」が利用できます。

## 地域支援事業とは



地域支援事業は、「自立(非該当)及び要支援」と認定された方や、地域に暮らす全ての高齢者を対象に、これからも元気で介護が必要とならないための様々なサービスを提供する事業です。

「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つに分けられます。

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防とは、元気な高齢者になるべく要介護状態にならないように、そして、虚弱になった高齢者が再び元気になれるように、また介護が必要な人もそれ以上重度化させないようにする取り組みです。

11 ページへ

### 2 包括的支援事業

#### 2-1 地域包括支援センターの運営

介護サービスだけでは解決できない、社会的支援を必要とする問題を、地域全体で解決する中枢機関として「地域包括支援センター」が位置づけられています。

13 ページへ

#### 2-2 社会保障充実分

地域で高齢者を支える社会の実現の為に、市町村が下記4事業を推進します。

- ①在宅医療・介護連携推進事業
- ②生活支援体制整備事業
- ③認知症総合支援事業
- ④地域ケア会議推進事業

14 ページへ

### 3 任意事業

任意事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」とは別に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、本人や介護をする家族の方などを対象に、地域の状況に応じた必要な支援を行います。

15 ページへ